

組織改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

組織改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年香川県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築士審査会の庶務) 第22条 香川県建築士審査会の庶務は、 <u>土木部建築指導課</u> において処理する。	(建築士審査会の庶務) 第22条 香川県建築士審査会の庶務は、 <u>土木部建築課</u> において処理する。

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1) 略 (2) <u>総局長</u> (3)~(9) 略 (10)~(20) 略 (21) <u>専門監</u> (22)~(24) 略 (25) <u>専門補佐</u> (26) 略 (27) <u>専門副主幹</u> (28)~(37) 略 出先機関 (1)~(29) 略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1) 略 (2)~(8) 略 (9) <u>予算調整室長</u> (10)~(20) 略 (21)~(23) 略 (24) 略 (25)~(34) 略 出先機関 (1)~(29) 略

(30) 専攻科長
 (31)～(34) 略
 (35) 専門副主幹
 (36)～(55) 略

(30)～(33) 略

(34)～(53) 略

(香川県東京事務所規則の一部改正)

第3条 香川県東京事務所規則（昭和33年香川県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 略 <u>2 産業振興部に香川県東京観光物産センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p> <p>(分掌事項) 第3条 略 2 産業振興部（センターを除く。）の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 観光に関する情報の収集及び提供並びに観光客の誘致の促進に関すること（センターの所掌に属するものを除く。） (3) 県産品のあっせん及び販路の拡大に関すること（センターの所掌に属するものを除く。）</p> <p>(4)・(5) 略 <u>3 産業振興部香川県東京観光物産センターの分掌事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 県産品のあっせん及び販路の拡大に関すること。</u> <u>(2) アンテナショップに関すること。</u> <u>(3) 観光に関する情報の提供に関すること。</u></p> <p>(職員) 第4条 略 (1)～(4) 略</p>	<p>(組織) 第2条 略</p> <p>(分掌事項) 第3条 略 2 産業振興部の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 観光に関する情報の収集及び提供並びに観光客の誘致の促進に関すること。 (3) 県産品のあっせん及び販路の拡大に関すること。</p> <p><u>(4) 東京観光物産センター及びアンテナショップに関すること。</u> <u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(職員) 第4条 事務所に、次の職員を置く。 (1)～(4) 略</p>

<p>(5) <u>香川県東京観光物産センター所長</u> <u>(6)～(8) 略</u></p> <p>(職務) 第5条 略 2～4 略 5 <u>香川県東京観光物産センター所長は、上司の命を受けてセンターに属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u> <u>6・7 略</u></p>	<p>(5)～(7) 略</p> <p>(職務) 第5条 略 2～4 略</p> <p><u>5・6 略</u></p>
---	--

(香川県青少年活動推進本部規則の一部改正)

第4条 香川県青少年活動推進本部規則（昭和34年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 部員は、<u>部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</u></p>	<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 部員は、<u>部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</u></p>

(香川県男女共同参画推進本部規則の一部改正)

第5条 香川県男女共同参画推進本部規則（昭和34年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 部員は、<u>部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。</u></p>	<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 部員は、<u>部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。</u></p>

(香川県予算規則の一部改正)

第6条 香川県予算規則(昭和39年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 各部長 会計管理者、<u>香川県部等設置条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部及び総局の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。)の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、<u>労働委員会事務局長</u>、<u>監査委員事務局次長</u>及び<u>収用委員会事務局長</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(予算見積書の提出)</p> <p>第5条 各部長は、前条の編成方針の通知があったとき、又は既定の予算について追加その他の変更を行う必要があると認めるときは、政策部長が別に定める様式により、次に掲げる予算に関する見積書のうち必要な書類を作成し、<u>予算課長</u>を経て政策部長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(予算見積りの調整及び決定等)</p> <p>第6条 <u>予算課長</u>は、提出された予算に関する見積書をあらかじめ所属職員に調査させるとともに、必要と認めるときは、各課長の意見を聴いて、審査調整を行うものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各部長 会計管理者、<u>香川県部制条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。)の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項に定める課の長及び同項に定める室の課長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、<u>労働委員会事務局次長</u>、<u>監査委員事務局次長</u>並びに<u>収用委員会事務局長</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(予算見積書の提出)</p> <p>第5条 各部長は、前条の編成方針の通知があったとき、又は既定の予算について追加その他の変更を行う必要があると認めるときは、政策部長が別に定める様式により、次に掲げる予算に関する見積書のうち必要な書類を作成し、<u>予算調整室長</u>を経て政策部長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(予算見積りの調整及び決定等)</p> <p>第6条 <u>予算調整室長</u>は、提出された予算に関する見積書をあらかじめ所属職員に調査させるとともに、必要と認めるときは、各課長の意見を聴いて、審査調整を行うものとする。</p> <p>2～5 略</p>

(歳出予算の配当)

第9条 予算課長は、前条の執行計画に従い、予算を配当するものとする。

- 2 予算課長は、歳出予算を配当したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(予算関係事項の合議)

第12条 次に掲げる事項は、あらかじめ、予算課長に合議しなければならない。

(1)～(10) 略

- 2 前項各号に掲げる事項のうち予算に関係のある条例の制定又は改廃、予備費の充用及び弾力条項の適用並びに各部長又は予算課長において特に必要と認めるものについては、政策部長に合議しなければならない。
- 3 略

(予算関係書類の回付)

第13条 予算に関係のある通達、内示、決定等の書類は、予算課長に回付しなければならない。

(予備費の充用)

第16条 略

- 2 各課長は、予備費の充用が決定されたときは、予備費充用調書を予算課長に提出し、かつ、会計管理者に通知しなければならない。

(弾力条項の適用)

第17条 略

- 2 略
- 3 各課長は、弾力条項を適用して支出を行ったときは、弾力条項適用計算書(第18号様式)を作成し、予算課長に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第18条 予算に定められた繰越明許費について、繰り越す必要が生じたときは、各部長は、政策部長が別に定める様式により、繰越状況報告書を作成し、年度内に予算課長に提出しなければならない。

- 2 継続費について通次繰越しをする必要が生じたとき、又は歳出予算につ

(歳出予算の配当)

第9条 予算調整室長は、前条の執行計画に従い、予算を配当するものとする。

- 2 予算調整室長は、歳出予算を配当したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(予算関係事項の合議)

第12条 次に掲げる事項は、あらかじめ、予算調整室長に合議しなければならない。

(1)～(10) 略

- 2 前項各号に掲げる事項のうち予算に関係のある条例の制定又は改廃、予備費の充用及び弾力条項の適用並びに各部長又は予算調整室長において特に必要と認めるものについては、政策部長に合議しなければならない。
- 3 略

(予算関係書類の回付)

第13条 予算に関係のある通達、内示、決定等の書類は、予算調整室長に回付しなければならない。

(予備費の充用)

第16条 略

- 2 各課長は、予備費の充用が決定されたときは、予備費充用調書を予算調整室長に提出し、かつ、会計管理者に通知しなければならない。

(弾力条項の適用)

第17条 略

- 2 略
- 3 各課長は、弾力条項を適用して支出を行ったときは、弾力条項適用計算書(第18号様式)を作成し、予算調整室長に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第18条 予算に定められた繰越明許費について、繰り越す必要が生じたときは、各部長は、政策部長が別に定める様式により、繰越状況報告書を作成し、年度内に予算調整室長に提出しなければならない。

- 2 継続費について通次繰越しをする必要が生じたとき、又は歳出予算につ

いて事故繰越しをする必要が生じたときは、各部長は、繰り越すべき金額及び繰越しをする理由を記載した繰越伺書を作成し、繰越明許費見積書に準じて作成した説明書を添付して、予算課長を経て、政策部長に提出しなければならない。

3 略

4 前3項の規定により繰越しを行った経費については、各課長は、地方自治法施行規則に定める様式により、繰越計算書を作成し、節別の区分及び金額を記載した明細表を添付して、翌年度の5月20日までに予算課長に提出しなければならない。

いて事故繰越しをする必要が生じたときは、各部長は、繰り越すべき金額及び繰越しをする理由を記載した繰越伺書を作成し、繰越明許費見積書に準じて作成した説明書を添付して、予算調整室長を経て、政策部長に提出しなければならない。

3 略

4 前3項の規定により繰越しを行った経費については、各課長は、地方自治法施行規則に定める様式により、繰越計算書を作成し、節別の区分及び金額を記載した明細表を添付して、翌年度の5月20日までに予算調整室長に提出しなければならない。

(香川県公有財産規則の一部改正)

第7条 香川県公有財産規則(昭和39年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 部長 <u>香川県部等設置条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部及び<u>総局</u>の長、会計管理者、<u>教育長並びに警察本部長</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 <u>香川県部制条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部の長、会計管理者、<u>教育長及び警察本部長</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正)

第8条 香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則(昭和45年香川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置) 第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第1項の規定に基づき、<u>香川県開発登録簿閲覧所</u>(以下「<u>閲覧所</u>」という。)を<u>香川県土木部建築指導課</u>内に設置する。</p>	<p>(閲覧所の設置) 第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第1項の規定に基づき、<u>香川県開発登録簿閲覧所</u>(以下「<u>閲覧所</u>」という。)を<u>香川県土木部建築課</u>内に設置する。</p>

(貸金業法施行細則の一部改正)

第9条 貸金業法施行細則(昭和58年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸金業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 法第9条の規定により貸金業者登録簿を一般の閲覧に供するため、香川県貸金業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を香川県<u>危機管理総局</u>くらし安全安心課内に置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貸金業者登録簿を汚損し、又は<u>毀損</u>しないこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(貸金業者登録簿の閲覧)</p> <p>第3条 法第9条の規定により貸金業者登録簿を一般の閲覧に供するため、香川県貸金業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を香川県<u>商工労働部</u>経営支援課内に置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 貸金業者登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貸金業者登録簿を汚損し、又は<u>き損</u>しないこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 略</p>

(香川県障害福祉相談所規則の一部改正)

第10条 香川県障害福祉相談所規則(平成18年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第36条第2項に規定する業務を行うこと。</u></p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第2号、第3号、<u>第5号</u>及び<u>第6号</u>に規定する業務並びに<u>同条第7号</u>に規定する業務(子ども課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 相談所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7) 略</u></p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 成人課の分掌業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第2号、第3号及び<u>第5号</u>に規定する業務並びに<u>同条第6号</u>に規定する業務(子ども課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。</p>

(7) 略

3 子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに同条第7号に規定する業務（知的障害のある児童に係るものに限る。）とする。

(7) 略

3 子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに同条第6号に規定する業務（知的障害のある児童に係るものに限る。）とする。

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第11条 香川県県税事務所規則（平成21年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第3条 総務・課税部に総務課、<u>事業税課</u>、<u>不動産取得税課</u>、自動車税課及び軽油引取税課を置き、納税部に特別整理対策課及び滞納整理課を置く。</p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>事業税課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>3 <u>不動産取得税課</u>の分掌事務は、<u>不動産取得税の賦課に関することとする。</u></p> <p><u>4～7</u> 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 専門副主幹</u></p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>副主幹</u>、<u>専門副主幹</u>及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第3条 総務・課税部に総務課、<u>課税課</u>、自動車税課及び軽油引取税課を置き、納税部に特別整理対策課及び滞納整理課を置く。</p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>課税課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 不動産取得税の賦課に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(9) 略</u></p> <p><u>3～6</u> 略</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 県税事務所に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p>

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第12条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成23年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、<u>香川県部等設置条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部及び総局の長の職にある職員とし、その順序は、同条に定める部及び総局の順序とする。</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、<u>香川県部制条例</u>(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部の長の職にある職員とし、その順序は、同条に定める部の順序とする。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成24年10月1日から施行する。